

表18-1(2) 産業廃棄物の種類

種類	具体例
紙くず	新聞紙、紙管紙、印刷用紙、グラビア用紙、コットンペーパー、印刷せんかい紙、筆記図面用紙、塗土紙、包装用紙、簿記用紙、家庭用紙、雑種紙、段ボール紙、白板紙、黄板紙、チップボール、色板紙、ターポリン紙、ラミネート紙、アスファルトフェルト、アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト、ベース紙、パターン紙、オーバーレイ紙、ろう紙、油紙
木くず	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、とう、ベニヤ、ランバーコア合板、軽量合板、ボード類、コア板、オーバーレイ合板、薬液処理合板、インシュレーションボード、セミハードボード、積層板（木材を主体としたものに限る）、塗装紙、防腐・防虫木材、アンモニア処理材、パラフィン注入材、フローリング材、建設業に係る木くず（ただし、工作物の除去に伴って生じたものに限る）
繊維くず	綿花、カボック、麻、ヤシ、ヘチマ、シュロ、混紡（人造繊維又は合成繊維との混紡の場合は天然繊維が50%以上のもの）、羊毛、カシミヤ、ヤギ、ラクダ、兎毛、絹、レーヨン、アセテート
動・植物性残さ	ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、漬物くず、小麦・コメ・大豆醸造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造ふるいかす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、製品くず
ゴムくず	天然ゴムくず、エポナイトくず、廃ラテックス
金属くず	トタンくず、空き缶、スクラップ、切粉、ブリキくず、金属研磨くず、銅くず、アルミくず
ガラス及び陶磁器くず	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品びん、体温計、温度計、水銀ランプ、蛍光ランプ、セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶器、コンクリート製品くず、モルタルハツリくず
鉱さい	転炉、高炉、溶融炉などの残さい、キューボラのノコ、金属スラグ、粉炭かす、不良鉱石、鋳物廃砂
建設廃材	アスファルトコンクリート殻、道路掘削廃材、鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたもの）、又は金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって集じん装置によって集められたもの
動物のふん尿	畜産農業から排出される、牛、豚、鶏のふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される、牛、豚、鶏の死体

出典：廃棄物学会編、廃棄物ハンドブック

図18-3 特別管理産業廃棄物の分類

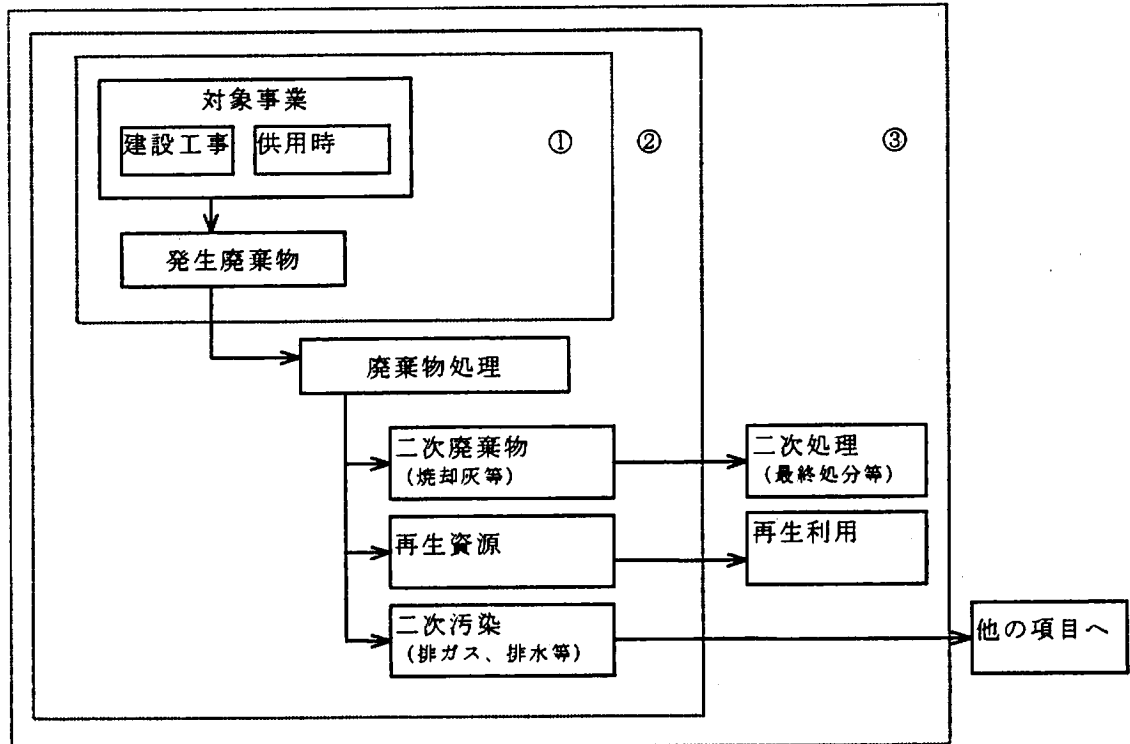
特別管理産業廃棄物

- 1 燃えやすい廃油
- 2 廃酸 (pH2.0 以下)
- 3 廃アルカリ (pH12.5 以上)
- 4 感染性廃棄物
- 5 特定有害産業廃棄物
  - イ 廃PCB等
  - ロ PCB汚染物
  - ハ PCB処理物
  - ニ 指定下水汚泥
  - ホ 鉱さい及び鉱さいを処分するために処理したもの
  - ヘ 廃石綿等
  - ト ばいじんであって水銀又はその化合物を含むもの
  - チ ばいじん又は燃え殻であってカドミウム又はその化合物を含むもの
  - リ ばいじん又は燃え殻であって鉛又はその化合物を含むもの
  - ヌ ばいじんであって六価クロム化合物を含むもの
  - ル ばいじん又は燃え殻であって砒素又はその化合物を含むもの
  - ヲ ばいじん又は燃え殻であってセレン又はその化合物を含むもの
  - ウ トリクロロエチレンを含む廃油
  - カ テトラクロロエチレンを含む廃油
  - ヨ ジクロロメタンを含む廃油
  - タ 四塩化炭素を含む廃油
  - レ 1,2-ジクロロエタンを含む廃油
  - ソ 1,1-ジクロロエチレンを含む廃油
  - ツ シス-1,2-ジクロロエチレンを含む廃油
  - ネ 1,1,1-トリクロロエタンを含む廃油
  - ナ 1,1,2-トリクロロエタンを含む廃油
  - ラ 1,3-ジクロロプロペンを含む廃油
  - ム ベンゼンを含む廃油
  - ウ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって水銀又はその化合物を含むもの
  - キ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってカドミ又はその化合物を含むもの
  - ノ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって鉛又はその化合物を含むもの
  - オ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって有機燐化合物を含むもの
  - ク 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって六価クロムを含むもの
  - ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって砒素又はその化合物を含むもの
  - コ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってシアン化合物を含むもの
  - ケ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってPCBを含むもの
  - フ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってトリクロロエチレンを含むもの
  - コ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってテトラクロロエチレンを含むもの
  - エ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってジクロロメタンを含むもの
  - テ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって四塩化炭素を含むもの
  - ア 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって1,2-ジクロロエタンを含むもの
  - カ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって1,1-ジクロロエチレンを含むもの
  - キ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってシス-1,2-ジクロロエチレンを含むもの
  - ユ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって1,1,1-トリクロロエタンを含むもの
  - メ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって1,1,2-トリクロロエタンを含むもの
  - ミ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって1,3-ジクロロプロペンを含むもの
  - シ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってチウラムを含むもの
  - ニ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってシマジンを含むもの
  - ヒ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってチオベンカルブを含むもの
  - モ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってベンゼンを含むもの
  - セ 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってセレンを含むもの
- 6 ばいじん (輸入された廃棄物 (国内で一般廃棄物に相当するもの) の焼却により生じたもの)
- 7 ばいじん (外国において発生した日常生活系のもの)

## 2 廃棄物等発生構造の把握

廃棄物等は発生する過程から処理する過程まで、段階的な過程を経る。対象事業の廃棄物がどのように発生し、どのような方法によって処理されるかを把握することが必要となる。廃棄物等の発生構造は、図18-4に示すとおりである。

図18-4 廃棄物の発生と処理の構造



### (1) 廃棄物等の発生

対象事業の廃棄物等の発生には建設工事のものと、供用時のものの二つに大別することができる。

建設工事に発生する廃棄物等は、いわゆる建設副産物と呼ばれるもので、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいい、建設発生土と建設廃棄物に分類される。建設発生土は、工事現場外に搬出される土砂などである。建設廃棄物は、建設副産物のうち廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するもので、その種類は、コンクリート塊、木材（建設発生木材）、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなど及びこれらのものが混合したもの（建設混合廃棄物）がある。

供用時に発生する廃棄物は、事業活動に伴って発生した産業廃棄物や一般廃棄物が該当する。

### (2) 中間処理過程

発生した廃棄物等は一般に、減量化、安定化、再資源化などを目的として処理される。この処理を中間処理過程という。中間処理過程では、事業所内で自家処理するものと、他社に処理を委託する場合がある。中間処理によって発生した廃棄物（二次廃棄物）は埋立処分等の方法により処理される。また、廃棄物処理過程で発生した鉄類や非鉄類等の再生資源は再生利用に供される。

中間処理の方法は、廃棄物中に含まれている有害物の安定化・無害化、また破碎や焼却のように廃棄物の減容化、減量化を目的として、破碎、焼却、セメント固化